

[事案 2022-326] 転換契約無効請求

・令和5年7月11日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤信していたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年6月に契約した医療終身保険（契約①）を、平成27年10月に利率変動型積立保険（契約②）に転換したが、以下等の理由により、契約①②を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①については、入院保障のみと認識しており、それ以外の特約は認識していなかった。
- (2) 契約②については、死亡保障および入院保障は認識していたが、募集人から、「がんの特約を付けておきました。掛け金は変わりませんよ」と言われたため、がん関連の特約はサービスで付いてくるという意味だと思っていた。
- (3) 契約①②の意向確認書については、募集人に言われるがままチェックを付けた。

<保険会社の主張>

募集人は、契約①②の募集にあたって、申立人の意向に沿った内容で提案し、設計書を用いて十分な説明を行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。